

第15回「税に関する絵はがきコンクール」作品募集要領

公益社団法人相模原法人会

1 概要

租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらうとともに、図画学習にも貢献するため、公益社団法人相模原法人会の女性部会が主体となり、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、当事業の趣旨に沿った優秀な作品を表彰します。

2 応募要件

対象 相模原市内及び私立の小学生6学年生、

作品 税をテーマにした絵画（応募用紙を使用）とし、描画素材は問いません。

文字や標語などの描き入れも可とします。

コピーやデータ（j p g ・ p d f）による応募は不可とします。

3 実施及び応募

4月 後援依頼（県税事務所、相模原市、相模原市教育委員会）

賞状依頼（相模原税務署長、県税事務所長、相模原市長、相模原市教育委員長）

5月 授業及び夏休みの宿題とともに募集及び応募用紙の配布

（相模原市教育委員会へ学校メール便及び郵送にて配布）

9月（夏休み後）に学校が作品を取りまとめていただき、返信用封筒にて公益社団法人相模原法人会事務局へハガキを送付または、児童が直接ハガキをポストへ投函

応募締め切り 2026年9月15日（火）

9月 審査会 2026年9月25日（金） による優秀作品の選定

10月 優秀作品の表彰式 11月 5日（木） の実施

4 選考及び審査

公益社団法人相模原法人会及び税務機関の職員等で組織する審査会において厳正なる審査を行い、優秀作品を選出します。

5 表彰及び発表

（1）対象及び種類

対象 個人を対象に優秀作品を表彰

種類 会長賞、女性部会長賞、税務署長賞、県税事務所長賞、市長賞、教育長賞

（2）副賞

学校生活に役立つような品物

（3）参加賞

応募者全員に参加賞の授与

（4）発表等

優秀作品は、表彰式での発表と共に、当会広報誌やホームページに掲載します。

6 その他

（1）応募作品の著作権は、ご応募と同時に主催者へ帰属するものとします。

（2）応募作品の返却はいたしません。

（3）優秀作品は、インターネット上や広報誌への掲載及び当会が行う事業において使用する

ることがございます。

- (4) 応募者の個人情報、厳正に管理し、受賞者等への連絡及び副賞の送付等、絵はがきコンクール事業の実施に関する事柄のみに使用します。